

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

インドネシア共和国

食品添加物

1. 概要.....	1
2. 食品添加物の定義及び機能用途分類.....	1
3. 食品添加物の規格・基準.....	2
4. 新規食品添加物の申請・評価・認可.....	2
5. 食品への食品添加物の表示.....	2
6. 食品添加物の概要（まとめ）.....	3

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 概要

インドネシアでは、食品添加物は保健省及び国家医薬品食品監督庁 (BPOM 或いは NADFC) が管轄し、保健省が食品全般における使用許可食品添加物の種類及びそのリストを所管し、国家医薬品食品監督庁 (BPOM) が新規食品添加物の許認可、個別食品における使用基準の設定、その施行、モニタリングを所管している。インドネシアにおける食品添加物の規制の主たる法的根拠はインドネシア共和国 食品法 No.18/2012 第 7 章(食の安全)パート編(食品添加物)第 73～76 条に示されている。同法は以下の点について規定している:

- (1) 当局は、食品添加物として使用される予定であるが、食品製造の過程および活動に用いられる際の健康への影響が未知な物質について、当該の食品添加物の販売が許可される前にその安全性を評価しなければならない(74 条)。
- (2) 食品製造業者は、許可された最大使用限度量を超えて食品添加物を使用してはならない。およびに/または食品添加物として用いることを禁止された物質を使用してはならない(75 条)。

更に、食の安全、品質、栄養に関するインドネシア政府規定 No.28/2004 第 2 章パート 2 第 11～13 条には、以下の同食品法を補強する同様な条項ならび追加の条項も含まれる。

- (1) 明示された認可食品添加物のみが食品用としての使用が可能である(12 条)。
- (2) 食品・医薬品監督庁 (NADFC) 長官は特定の技術的目的のために使用可能な食品添加物および特定の食品カテゴリ内での最大使用基準値を決定する責任がある(13 条)。

なお、食品での使用が許可された食品添加物のリストを収載する規定、保健省食品添加物規定 No.33/2012 は 2019 年、BPOM 規定 No.11/2019 によって補完、修正されている。

保健省規定 No.33/2012 に基づき、食品添加物の製造、輸入、流通にはインドネシア共和国の国家医薬品食品監督庁 (BPOM) 長官からの承認及び販売許可が必要となる。BPOM 規定 No.11/2019 によれば、27 種類の食品添加物グループが存在し、各グループには数種類の食品添加物が含まれる。許可されている食品添加物と使用上限リストは、同規定の添付資料 I 及び II(19～39 頁:許可されている食品添加物のリスト)、40～1143 頁:最大基準値リスト))に示されている。このリストに記載のない食品添加物を使用する場合には、BPOM 長官から許可を得る必要がある。食品添加物香料の要件については、BPOM 規定 No.13/2020 に説明がなされている。

なお、BPOM 規定 No.31/2018 では、食品ラベルと広告に『食品添加物を含まない』旨の表示を規定している。

又、BPOM 規定 No.8/2016 では、微生物及び化学物質の汚染制限を含む仕様と、食品添加物化合物のラベルを設定している。BPOM 規定 No.10/2016 には、加工助剤用の酵素および酵素固定化剤の使用に関する規定が含まれる。またこれには、残留物の除去に関する規定、ポジティブ酵素リスト、および酵素固定化剤リストも含まれている。

動物由来の食品添加物製品には、イスラムの「ハラル」への適合証明書が必須であり、この証明書は原産国の責任ある当局により発行される。

2. 食品添加物の定義及び機能用途分類

インドネシアの食品添加物は、食の安全、品質、栄養に関するインドネシア政府規定 No.28/2004 (同 No.33/2012 及び BPOM 規則 No.31/2018) で次の通りに定義されている:

『食品添加物とは食品の特性および形状に作用する目的で食品に添加するすべての物質を意味する。』同規定に付

随する説明に、食品添加物は、汚染物質あるいは当該食品の栄養価の維持もしくは改善のため食品に添加される物質は含まれないと記載されている。すなわち、栄養強化剤でもある物質は技術的役割(例:アスコルビン酸の酸化防止剤としての使用)がある場合に限り食品添加物とみなされる。

又、食品添加物に関する保健相規定 No.33/2012 の補助法においても『**食品添加物とは食品の特性及び形状に作用する目的で食品に添加する全ての物質を意味する(Food additive means substances that are added to food to affect the properties and form of food.)**。』と定義されており、さらに、食品添加物として食品に添加する際には以下の条件を満たさなければならないとしている。

- (1) 食品添加物は、それ自体を直接摂取するもの、及び/又は、原材料として扱うものではない。
- (2) 栄養的価値を有するか否かに関わらず、食品添加物は、食品の製造、加工、処理、充填、包装、貯蔵及び/又は輸送における技術的な目的で、意図的に食品に添加し、直接または間接的に、その食品特性を作り出す。
- (3) 食品添加物は、汚染物質或いは当該食品の栄養価の維持もしくは改善のために食品に添加される物質は含まれない。

3. 食品添加物の規格・基準

生産、輸入、国内で流通する食品添加物は、食品添加物に関するインドネシア版食品コーデックス規格(Kodeks Makanan Indonesia)にある規格及び基準を満たさなければならない。インドネシア版食品コーデックス規格には現在1979年版及び2001年版の2版があり、現在は、両方とも適用であるが、2001年版は特定の食品添加物に関して旧版の規格のいくつかを修正したものである。

4. 新規食品添加物の申請・評価・認可

新規食品添加物は食品への使用に先立ち、先ず、国家医薬品食品監督庁(BPOM)による評価および認可が必要である。評価手順及び申請データ要件は、国家医薬品食品監督庁長官決定第 02592 号/B/SK/VIII/91:食品添加物の使用に記載されている。評価に必要な情報およびデータには以下のものが含まれる:

- (1) 食品添加物の商標名、包装の種類、製造元及び製造元連絡先明細
- (2) 食品添加物の化学名、組成、仕様或いは純度基準、物的・化学的性質及び化学式
- (3) 食品添加物の生産方法並びに食品添加物の濃度及び純度の測定に適した分析方法
- (4) 食品添加物の目的及び用途、使用ガイダンス、物理的作用、使用技術および使用方法、並びに使用対象食品の種類及び最大使用基準
- (5) 食品添加物及び当該添加物の食品中の最大残留の安全性評価
- (6) 他の諸国においても、当該食品添加物の使用が認可された事を示す規制・基準等を含む食品添加物使用の安全性を支持する文献

5. 食品への食品添加物の表示

食品に使用する食品添加物の表示は、食品表示及び広告に関するインドネシア政府規定 No.69/1999 及び現行のBPOM 規則 No.31/2018)に準拠するものとする。特に食品添加物の機能分類は食品表示に記載する必要があり、酸化防止剤、人工甘味料、保存料、着色料及び風味増強剤に関しては、食品添加物の品名も記載する必要がある。特に食品添加物として使用された着色料に関しては、特定のインデックス番号も記載する必要がある。

また保健相規定 No.33/2012 において、食品添加物の表示に関連する要求事項として次の項目を挙げている。

- (1) 人工甘味料を使用した場合、「人工甘味料を含み、5歳以下の小児、妊婦、授乳中の母親の摂取を推奨しない」旨
- (2) 糖尿病患者用特別用途食品や人工甘味料を含む低カロリー食品においては、「糖尿病患者あるいは低カロリー食品の必要な方のため」といった表示
- (3) 糖アルコールを含む場合、「過剰摂取により緩下作用がある」旨の注意喚起
- (4) 香料を使用した場合にはカテゴリ名(ナチュラル、ナチュラルアイデンティカル、アーティフィシャル)の表示
- (5) キャリーオーバーの食品添加物を含む食品については、原材料表示の後に当該食品添加物についてその旨

6. 食品添加物の概要 (まとめ)

関連法規	インドネシア政府規定 No.28/2004: 食品の安全、品質及び栄養 インドネシア共和国 食品法 No.18/2012 保健省規定 No.33/2012: 食品添加物 国家医薬品食品監督庁(BPOM)No.31/2018: 加工食品の表示 国家医薬品食品監督庁(BPOM)No.11/2019: 食品添加物 国家医薬品食品監督庁(BPOM)No.13/2020: 香料食品添加物	
食品添加物の定義	<p>『食品添加物』とは食品の特性および形状に作用する目的で食品に添加する全ての物質を意味する。</p> <p>食品添加物は、それ自体を直接摂取するもの及び/又は原材料として扱うものではない。</p> <p>栄養的価値を有するか否かに関わらず、食品添加物は、食品の製造、加工、処理、充填、包装、貯蔵及び/又は輸送における技術的な目的で、意図的に食品に添加し、直接又は間接的に、その食品特性を作り出す。</p> <p>食品添加物は、汚染物質或いは当該食品の栄養価の維持もしくは改善のために食品に添加される物質は含まれない。</p>	保健省規定 No.33/2012: 食品添加物 国家医薬品食品監督庁(BPOM) No.31/2018: 加工食品の表示 国家医薬品食品監督庁(BPOM) No.11/2019: 食品添加物
香料	<p>『香料』とは食品添加物の機能分類の中では『香料及び風味増強剤』に分類され、食品に風味或いは芳香を添える、或いは添えるのを助けるために添加する物質である。</p> <p>『香料』は濃縮物の形態を取る食品添加物で、副剤の如何にかかわらず、塩味、甘味、又は酸味以外の調香味に使用されるものであり、それ自体としての消費を意図しない製品で、食品として扱わない</p>	保健省規定 No.33/2012: 食品添加物 国家医薬品食品監督庁(BPOM) No.31/2018: 加工食品の表示 国家医薬品食品監督庁(BPOM) No.13/2020: 香料食品添加物
加工助剤	『加工助剤』という用語はインドネシア政府規定 No.28/2004で言及されているが、定義は未記載である	インドネシア政府規定 No.28/2004: 食品の安全、品質及び栄養
キャリーオーバー	『キャリーオーバー』添加物とは原材料の成分であることから、製品組成に通常、認められる食品添加物である。例: 濃縮オレンジの着色料、スパイスのグルタミン酸ナトリウム	保健省規定 No.33/2012: 食品添加物 国家医薬品食品監督庁(BPOM) No.31/2018: 加工食品の表示

食品添加物の分類／リスト

<p>添加物機能分類</p>	<p>消泡剤、固結防止剤、酸化防止剤、炭酸化剤、乳化剤塩、充填ガス、保湿剤、光沢剤、人工甘味料、担体、ゲル化剤、起泡剤、pH調整剤、保存料、膨張剤、乳化剤、増粘剤、固化剤、風味増強剤、増量剤、安定剤、保色剤、香料、小麦粉処理剤、着色料、噴射剤、金属イオン封鎖剤</p>	<p>保健省規定 No.33/2012: 食品添加物 国家医薬品食品監督庁 (BPOM) No.31/2018: 加工食品の表示 国家医薬品食品監督庁 (BPOM) No.11/2019: 食品添加物</p>
<p>指定添加物リスト</p>	<p>インドネシアは該当するリストを作成していない</p>	
<p>天然香料基原物質リスト</p>		
<p>一般に食品として飲用または飲料用に供され、また食品添加物としても使用される物質のリスト</p>		
<p>使用禁止物質リスト</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) ホウ酸およびホウ酸化合物、 2) サリチル酸及びサリチル酸塩、 3) ジエチルピロカーボネート DEPC、 4) ホルムアルデヒド、 5) ズルチン、 6) 臭素酸カリウム、 7) 塩素酸カリウム、 8) クロラムフェニコール、 9) 臭素化植物油、 10) ニトロフラゾン、 11) ズルカマラ、 12) コカイン、 13) ニトロベンゼン、 14) アントラニル酸シンナミル、 15) ジヒドロサフロール、 16) トンカ豆、 17) ショウブ油、 18) トランスオイル、 19) サッサfras油 	<p>保健省規定 No.33/2012: 食品添加物 国家医薬品食品監督庁 (BPOM) No.11/2019: 食品添加物 国家医薬品食品監督庁 (BPOM) No.13/2020: 香料食品添加物</p>
<p>食品添加物の規格、重量及びサイズ、汚染物質、分析及びサンプリング方法、食品添加物の製造規格</p>	<p>インドネシア版食品コーデックス 2001 年</p>	
<p>食品添加物に関する公式刊行物及び公報</p>	<p>食品・医薬品監督庁長官 (BPOM) が規則を公布する以外に、食品添加物の基準は国家基準機関 (SNI) によっても公表される。</p>	<p>インドネシア版食品コーデックス 2001 年 国家医薬品食品監督庁 (BPOM) No.11/2019: 食品添加物 国家医薬品食品監督庁 (BPOM) No.13/2020: 香料食品添加物</p>